

津市移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金交付要綱

平成29年3月31日訓第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用を促進するため、三重県外から本市への移住を目的として本市の区域内に存する空き家住宅又は空き建築物の改修工事を実施する者に対し、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リノベーション等 本市の区域内に存する空き家住宅又は空き建築物を住宅（店舗併用住宅等を含む。）として使用する上で、移住者のニーズに応じた多様なライフスタイルを実現するために必要な改修工事をいう。
- (2) 空き家住宅又は空き建築物 本市の区域内に存する住宅又は建築物のうち、現に使用されていない住宅又は建築物をいう。
- (3) 移住者 1年以上三重県外に居住している者で、この要綱の施行の日以後に本市に転入届を提出するものをいう。
- (4) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成18年国土交通省告示第185号）をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、リノベーション等を行う者で、次の各号のいずれかに該当するもの（第1号又は第2号に該当する者にあつては、リノベーション等により改修された空き家住宅又は空き建築物に10年以上定住する予定のものに限る。）に対し、当該リノベーション等に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 移住者のうち、リノベーション等の完了後30日以内に転入届を提出する者
- (2) 移住者のうち、転入届を提出した日の翌日から起算して6箇月以内に補助金の交付申請を行う者
- (3) 空き家住宅又は空き建築物の所有者であって、移住者と売買契約又は賃貸契約を締結したもの

2 補助金の対象となるリノベーション等は、空き家住宅又は空き建築物（耐震基準を満たすもの（リノベーション等により耐震基準を満たすこととなる予定のものを含む。）に限る。）に係る工事であって、次に掲げるもの以外の工事とする。

- (1) 建物でない外構工事
- (2) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- (4) 他の公的な制度による補助金、利子補給又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による居宅介護住宅改修費等の支給を受ける場合は、その支給を受ける部分に係る工事

3 前項に規定するリノベーション等は、本市の区域内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものでなければならない。

（補助金の額）

第5条 補助金は、リノベーション等に要する費用に3分の1を乗じて得た額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、リノベーション等に着手する日の1箇月前とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) リノベーション等工事見積書
- (2) リノベーション等の内容が分かる図面
- (3) 耐震診断結果報告書（判定書を含む。）又は耐震補強計画書

- (4) 県外に居住していることを証明する書類（移住者のうち転入前の申請の場合に限る。）
- (5) 住民票の写し（移住者のうち転入後の申請の場合に限る。）
- (6) 不動産登記事項証明書（登記事項要約書を含む。）
- (7) 所有者がリノベーション等を行う場合にあっては移住者との契約書の写し
- (8) 誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類
（実績の報告）

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、リノベーション等が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 移住者の転入を証する書類（移住者のうち転入前の申請の場合に限る。）
- (2) 工事請負契約書の写し
- (3) リノベーション等に要した費用の領収書の写し
- (4) リノベーション等の施行前及び施行後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類
（検査）

第9条 市長は、補助金の適正な交付のため必要があると認める場合には、リノベーション等の現場に立ち入り、検査を行うことができる。

（財産の処分制限）

第10条 規則第17条ただし書の市長が定める期日は、補助金の交付の決定に係る通知を受けた日から起算して10年を経過した日とする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成29年4月1日から施行する。